

対象年度	H17	作成部課室	環境生活部男女共同参画推進課	関係部課室	
------	-----	-------	----------------	-------	--

政策番号	3 - 7 - 3	政策名	男女共同参画社会の実現と全ての人が参加できる社会の形成
------	-----------	-----	-----------------------------

施策番号	1	施策名	男女がともに個性と能力を發揮できる社会づくり
------	---	-----	------------------------

A - 3 - 1 施策の有効性:規則 § 6 3号

有効	概ね有効	課題有
----	------	-----

【政策評価指標達成状況から】概ね有効  
 ・指標名: 県の審議会等委員の女性比率 達成度: B  
 ・(達成状況の背景) 特に専門的な知識を持った委員が必要とされる審議会等については、専門的な知識を有する女性の人材そのものが必ずしも充分でない。  
 ・(達成度から見た有効性) 女性比率は年々増加傾向にあって、目標値とのかい離も徐々に狭まりつつあり、一定の有効性は認められる

【県民満足度(政策)の推移から】概ね有効  
 ・満足度は50点と「やや不満」を示しているものの、満足度60点以上の回答者の割合は40%を超えており、施策は概ね有効だったと判断する。

【社会経済情勢を示すデータの推移から】概ね有効  
 ・本県の審議会等委員の女性比率は、前年度の全国16位から平成17年度は全国11位へと向上している。

【総括】  
 ・政策評価指標は女性の社会参加全般をとらえる指標としては狭義とは思えるものの、政策評価指標の達成度は上昇しており、本施策は概ね有効であると判断する。

施策を構成する事業の事業番号と種別

事業番号	種別	事業名	事業番号	種別	事業名
1	主	みやぎ女性人材開発セミナー - 事業	6		
2	主	男女共同参画相談事業	7		
3	主	男女共生きいきワーキング推進事業	8		
4	重	ポジティブ・アクション推進事業	9		
5			10		

主: 宮城県総合計画第 期実施計画に掲載されている「主要事業」 重: 重点事業のうち主要事業以外の事業

B - 1 施策実現にむけた県関与の適切性と事業群設定の妥当性:規則 § 6 1号, 4号

適切	概ね適切	課題有
----	------	-----

【国, 市町村, 民間団体との役割分担】概ね適切  
 ・(国) 男女共同参画社会基本法, 男女共同参画社会基本計画において男女共同参画社会を形成するための具体的な道筋を示す。  
 ・(県) 宮城県男女共同参画推進条例, 宮城県男女共同参画基本法により男女共同参画についての基本となる考え方, 方向性を示し, 県民等の考え方の拠り所とする。  
 ・(市町村) 市町村の審議会等委員への女性登用  
 ・(民間団体) 産業団体・労働団体等の役員への女性登用  
 ・本施策に係る事業群は上記の役割分担により設定・実施されており, 県の関与は概ね適切である。

【施策目的を踏まえた事業か】概ね適切  
 ・男女が等しくその個性と能力を發揮し, とともに責任を分かち合う社会をつくるためには, あらゆる場に女性の意見や考えを反映させる必要がある。  
 ・女性の社会参加を促進するために, 県が率先して人材の養成を行い, また, 社会参加の重要性について県民, 事業者理解を深めてもらうための意識啓発が重要であり, 必要な事業である。

【事業間で重複や矛盾がないか】概ね適切  
 ・目的, 対象者に応じて事業が適正に設定されており, 重複や目的が矛盾する事業はない。

【社会経済情勢に適応した事業か】概ね適切  
 ・女性の社会参加が進み, 経済社会に女性が果たす役割は重要になっていることから, 男女がともに個性と能力を發揮できる社会の実現のために, 政策・方針決定の場への女性の参画を促進させるための事業として実施している。

【施策重視度と満足度のかい離が大きいか】(事業の必要性) 適切  
 ・満足度は50点と低調だが施策重視度は80点と高くなっており, かい離は30と非常に高い水準を示している。県民がこの施策に満足していないことは確かだが, 逆に期待するところも大きいことがうかがわれ, この施策実現のために事業を推進する必要がある。

【総括】  
 ・県の審議会等委員の女性比率は年々増加してきており, 本施策の事業設定は概ね適切と判断する。  
 ・国等との役割分担に従って事業を展開しており, 県の関与は適切である

施策番号	1	施策名	男女がともに個性と能力を發揮できる社会づくり
------	---	-----	------------------------

B - 2 事業群の有効性:規則 § 6 2号

有効	概ね有効	課題有
----	------	-----

【施策満足度から】課題有  
 ・施策満足度は50点であり満足度60点以上の回答者の割合も40%を超えていることから、事業の効果が全くなかったとは言えないが、今後、より多くの県民の満足度を高めていくという点では課題が残る。

【政策評価指標達成状況から】概ね有効 「政策評価指標分析カード(4)ア」から抜粋  
 ・県の審議会等委員の女性比率は年々上昇しているが、仮目標には達していない。

【社会経済情勢を示すデータの推移から】  
 ・該当なし

【業績指標推移から】概ね有効  
 ・みやぎ女性人材開発セミナーの開催回数や男女共同参画相談件数、ポジティブ・アクション調査票の発送数等、業績指標の多くが増加傾向を示しており、概ね有効と判断する。

【成果指標推移から】概ね有効  
 ・みやぎ女性人材開発セミナーの修了生数や入札参加登録の際の評点付与の前提となる確認書の交付数等、各事業とも成果指標が増加傾向を示しており、概ね有効と判断する。

【総括】  
 ・施策満足度は低調だが、政策評価指標は施策の目指す方向へ推移しており、業績指標及び成果指標からも事業の有効性がうかがえる。総合的に判断して、事業の有効性は概ね有効だと判断する。

B - 3 事業群の効率性:規則 § 6 3号

効率的	概ね効率的	課題有
-----	-------	-----

【政策評価指標達成度 業績指標・成果指標】概ね効率的  
 ・政策評価指標は施策の目指す方向に推移しており、業績指標・成果指標の増加と相関が認められ、概ね効率的と判断する。

【社会経済情勢データ 業績指標・成果指標】判断不能  
 ・該当なし

【事業費に対する業績指標の割合(効率性指標)が適切か】概ね効率的  
 ・みやぎ女性人材開発セミナー事業をはじめ、各事業とも効率性が向上し、効率的であると判断する。

【総括】  
 ・政策評価指標は施策の目指す方向に推移しており、事業全体の業績指標・成果指標の推移と比して概ね効率的であると認められる。

B 施策評価(総括):規則 § 6

適切	概ね適切	課題有
----	------	-----

・B-1 施策目的の達成のための事業設定は概ね適切である。そのための役割分担に応じて県の事業を展開してきており、県の関与は適切である  
 ・B-2 施策満足度は低調だが、政策評価指標は上昇してきており、施策は概ね有効であると認められる。  
 ・B-3 業績指標及び成果指標が政策評価指標の目指す方向に推移しており、事業は概ね効率的に展開されていると判断する。  
 ・B-1～3の各項目を総合的に判断し、「概ね適切」と判断した。

政策整理番号 24

事業分析カード(業績)

対象年度	H17	作成部課室	環境生活部男女共同参画推進課	関係部課室	
政策番号	3 - 7 - 3	政策名	男女共同参画社会の実現と全ての人に参加できる社会の形成		
施策番号	1	施策名	男女がともに個性と能力を発揮できる社会づくり		

活動(事業) / 活動(事業)によりもたらされた結果								
事業番号	事業名 【担当課室名】	H17 事業費 (千円)	事業の対象 (誰・何を対象として、具体的に)	事業の手段(内容) (何をしたのか、具体的に)	業績指標名 (事業の活動量。「事業の手段」に対応)	H15	H16	H17
						事業費(千円)		
						効率性指標 (3.5E-02は3.5 × 10 <sup>-2</sup> )		
1	みやぎ女性人材開発セミナー事業 【男女共同参画推進課】	618	20歳以上の女性	「女性人材開発セミナー」の開催	セミナーの開催回数	10 933 1.1E-02	10 442 2.3E-02	16 618 2.6E-02
2	男女共同参画相談と自立サポート事業 【男女共同参画推進課】	5,526	県民	相談員による電話・面接相談と弁護士による法律相談受付及び相談者の自立に向けた公開講座の実施	相談件数	1,466 5,418 2.7E-01	1,266 5,443 2.3E-01	1,419 5,498 2.6E-01
3	男女共生きいきワーキング推進事業 【男女共同参画推進課】	1,312	事業所等	男女共同参画の取組状況の訪問調査	訪問調査事業所数	100 2,484 4.0E-02	100 2,289 4.4E-02	60 1,312 4.6E-02
4	ポジティブ・アクション推進事業 【男女共同参画推進課】	2,282	企業	男女労働者間に事実上生じている格差を解消するための企業の積極的取組(ポジティブ・アクション)を入札参加登録制度と関連づけ、調査票に回答して要件に該当した企業に対し入札参加登録の際の評点付与の前提となる確認書を交付	調査票交付数		8,269 6,641 1.2E+00	8,280 2,282 3.6E+00
5	[ ]							
6	[ ]							
7	[ ]							
8	[ ]							
9	[ ]							
10	[ ]							
	[ ]							
	[ ]							
	事業費合計	9,738						

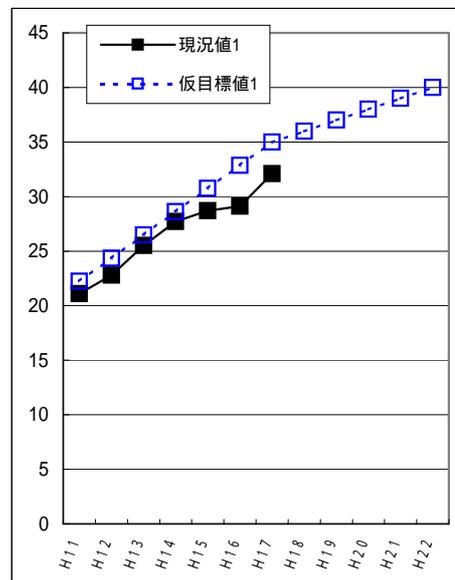


対象年度	H17	作成部課室	環境生活部男女共同参画推進課	関係部課室	
政策番号	3 - 7 - 3	政策名	男女共同参画社会の実現と全ての人が参加できる社会の形成		
施策番号	1	施策名	男女がともに個性と能力を發揮できる社会づくり		

(1) 政策評価指標の推移

政策評価指標名		単位						
県の審議会等委員の女性比率		%						
目標値	難易度	H17	35		H22	40		
評価年	初期値	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
測定年	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
現況値 (達成度判定値)	20.1	21.1	22.8	25.5	27.7	28.7	29.1	32.1
仮目標値		22.2	24.4	26.5	28.6	30.7	32.9	35.0
達成度		B	B	B	B	B	B	B

政策評価指標値の推移(グラフ)



難易度: (トレンド型目標 実現が可能), (中間型目標 実現が困難), (チャレンジ型目標 実現がかなり困難)

(2) 指標の選定理由

県の審議会等における委員の約80%が男性で占められている現状を是正し、男女共同参画社会の実現に向けて、男女の意見がバランスよく政策形成過程に反映されることが必要であることから選定した。

(3) 施策満足度の推移

年度	H17	参考: 第2~4回の推移				
施策重視度(中央値、点)A	80	H16	H15	H14		
施策満足度(中央値、点)B	50	78	75	80		
かい離 A-B	30	60	55	55		
満足度60点以上の回答者割合(%)	41.7	18	20	25		
		52.7	46.9	47.0		

第5回県民満足度調査は調査票の様式を見直して実施しました。第2~4回の調査結果は第5回の調査結果と同列に扱うことができないため、参考記載としています。

(4) 政策評価指標の妥当性分析

ア 達成状況の背景(未達成の場合はその理由等)・今後の見通し

達成度:B  
 ・女性委員の比率は年々上昇してはいるが仮目標には達していない。  
 ・この理由としては、充て職に準ずる委員が多いこと、また、専門的な知識を持った委員が必要とされる審議会では、女性の人材そのものが必ずしも充分でないこと等があげられる。  
 ・今後、事前協議の一層の徹底を図るとともに、女性人材リストの活用を図り、女性委員の登用に取り組む。

(5) 政策評価指標の妥当性の検証(総括)

存続

要検討

[施策の有効性を評価する上で適切な指標か]  
 ・男女がともに個性と能力を發揮できる社会の実現のためには、これまで男性に比して女性の進出が少なかった政策・方針決定の場への女性の参画をはじめとする女性の社会進出が重要である。  
 ・「県の審議会等委員の女性比率」は女性の社会参加全般をとらえる指標としては狭義に過ぎるきらいはあるが、政策・方針決定の場への参画は、社会参加全般を進める上で重要である。また、これ以外に適当な指標もないことから、概ね適当な指標であると考えられる。

# 施策・事業展開シート(C)

政策整理番号 24

対象年度	H17	作成部課室	環境生活部男女共同参画推進課	関係部課室	
政策番号	3 - 7 - 3	政策名	男女共同参画社会の実現と全ての人に参加できる社会の形成		
施策番号	1	施策名	男女がともに個性と能力を発揮できる社会づくり		

## C - 1 評価結果から抽出される課題と対応策

<p>[政策評価] 施策群設定の妥当性, 施策群の有効性                  ・政策評価指標(県の審議会等委員の女性比率)の目標を達成するため、引き続き重点的に実施する必要がある。</p> <p>[施策評価] 事業群設定の妥当性, 事業群の有効性, 効率性                  ・審議会等への女性参画については、医療関係等の専門性を必要とされる分野において女性の人材不足が認められることが課題となっているため、引き続き女性の人材養成とともに、人材の発掘をしていくことが求められる。こうしたことから、引き続き重点的に実施する必要がある。</p>
---

## C - 2 施策・事業の方向性

### 施策の次年度(H19年度)の方向性とその説明

方向性	<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 縮小
-----	--

<p>[方向性の理由]                  ・本施策は、社会情勢や県民満足度調査の結果から見て非常に必要性が高いものであるが、男女がともに個性と能力を発揮できる社会づくりへの取組は即時に効果が明らかになるものではなく、継続的な取組が必要である。</p> <p>[次年度の方向性]                  ・県民にとって、市町村はより身近に感じられる存在であるため、これまで以上に市町村との連携を強化し、引き続き重点的に取り組む必要がある。</p>
---

### 主要事業・重点事業の次年度(H19年度)の方向性とその説明

事業番号	種別	事業名	H17決算見込額(千円)	方向性	方向性に関する説明
1	主	みやぎ女性人材開発セミナー事業	618	維持	政策・方針決定過程への女性参画のための直接的な事業として継続する。
2	主	男女共同参画相談と自立サポート事業	5,526	拡充	県民からの需要も多く、また、県民への意識啓発の一環として事業を行うことにより、男女共同参画を推進する。
3	主	男女共生いきいきワーキング推進事業	1,312	廃止	企業における男女共同参画の推進方策として、4の事業と統合し一体的に取り組むこととする。
4	重	ポジティブ・アクション推進事業	2,282	拡充	企業におけるポジティブ・アクションを促進することにより、男女共同参画を推進する。
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
		合計	9,738		